

## 3 . 法学部・法学研究科

法学部・法学研究科の研究目的と特徴	・ ・ 3 - 2
分析項目ごとの水準の判断	・ ・ ・ ・ ・ 3 - 3
分析項目 研究活動の状況	・ ・ ・ ・ ・ 3 - 3
分析項目 研究成果の状況	・ ・ ・ ・ ・ 3 - 7
質の向上度の判断	・ ・ ・ ・ ・ 3 - 8

## 法学部・法学研究科の研究目的と特徴

### 1. 組織の沿革と現状 法学研究科・法学部の特徴

法学研究科・法学部の研究目標は、組織の沿革、法学研究科・法学部が今日果たしている役割、わが国の高等教育・研究に対する今日的要請等を踏まえて策定された。すなわち、1949年に法学社会学部として創設され、1951年に独立した学部となって以降、法学部は、大講座制への改組(1991年)、教養教育改組に伴う大講座(法言語論、グローバル・ネットワーク論)の増設(9大講座制、1994年)等により充実の過程を辿った。その一方、1953年に発足した大学院法学研究科は、1990年代の専任講座の設置を経て強化され、1999年に大学院中心の体制を取ることとなった(大学院重点化)が、各研究科は孤立して存在することなく、研究教育において緊密な連携を保ってきている。

さらに、2005年には、専門職大学院である法科大学院が研究科内の専攻(法務専攻)として設置され、公法大講座・国際関係講座に所属する一部の専任教員は、翌2006年に経済学研究科との連携プロジェクトとして設置された国際・公共政策大学院の教育部・研究部にも所属し、高度先端的・学際的な教育研究に従事している。

以上の経緯を経て、現在、法学研究科・法学部は、他研究科等との連携を保持した、法学・国際関係分野における全国有数の研究及び研究者養成の拠点として、また、法曹界・実業界・官界等に「法律学・国際関係学における基礎的専門知識・能力と高度な教養と判断力をもった人材」を輩出する教育機関として、また、法律学、経済学、政治学との間の連携の下に、法曹、公務員・シンクタンクやマスコミ等の職業人を養成し再教育する研究教育機関として、わが国の高等教育における重要な地位を占めている。

### 2. 研究目的 - 組織的特徴を踏まえて

上記の沿革と現状、さらに、社会のグローバル化・高度化が進んでいる状況を踏まえ、法学部・法学研究科は、社会科学の総合、理論と政策の交流、研究のグローバル化、研究の高度化・先端化を、研究目的として掲げた(2003年度「法学研究科教育研究活動報告書」50頁)。以下、その内容を略述する。

**社会科学の総合** 法学と国際関係研究からなる本研究科の特徴を生かし、国際的視野を備え、法と政治の相互作用の視点をもった研究を推進する。他の研究科との交流、人文科学・自然科学との交流を含め国内外の研究組織との交流連携をさらに推進する。

**理論の政策の交流** 2つの専門職大学院を担う組織的特徴を生かしつつ、本学の伝統である「アカデミズムと実学の統合」の理念を発展させ、政策提言を含め、国内・国際社会の現実的要請に対応できる法学・国際関係の研究体制の構築に取り組む。

**研究のグローバル化** 現代社会のグローバル化(その反面としてのローカル化)を視野にいたった研究に取り組むとともに、国内外の研究交流を促進する法学・国際関係の研究体制の整備を目指す。世界的規模の学会、外国の学会、国際的シンポジウムにおける報告や研究成果の公表、特にアジア・太平洋地域での研究体制の構築を図る。

**研究の高度化・先端化** 現代社会と学問の複雑化・高度化に対応して、法学・国際関係研究の高度化、先端化を促進する。特に、2つの専門職大学院を担う組織的特徴をここでも生かしつつ、学際的・政策的研究を推進する一方で、若手研究者を含め構成員が高度かつ先端的な課題に取り組むことが可能となる研究・教育体制を構築する。

#### [想定する関係者とその期待]

法学研究科博士後期課程研究者コースは、法学・国際関係論に関する研究教育拠点として、当該分野について高い研究能力をもつと同時にその成果を国内・国外に積極的に発信する能力を兼ね備えた選りすぐりの研究者を養成することを目的として設置され、これま

で現に、全国の大学等の高等研究教育機関に優秀な人材を供給してきた。このような役割に対する学界・高等研究教育機関、最先端・高度な研究成果の利用に期待する政府・産業界の期待は大きいといえる。同時に、法学研究科に設置された応用研究コースは、高度な研究能力を有する職業人を養成することを目的として設置されたものであり、生起する法的問題について自ら研究し解決策を発見・提案する能力を有することを望む者は、法曹、企業法務、官公庁に多く存在している。応用研究コースは、これらの者の需要に応えるとともに、このような者の輩出を望む法曹界、産業界、官公庁、ひいては国民の期待にも応えるものといえる。また、修士課程は、基礎法部門・国際部門を中心として博士後期課程に進む者を受け入れるとともに、ある程度高度な研究・分析能力を有する者を企業、官公庁、シンクタンク等に供給する役割も担っており、その面でも期待に応えてきている。

### 分析項目ごとの水準の判断

#### 分析項目 研究活動の状況

##### (1) 観点ごとの分析

##### 観点 研究活動の実施状況

(観点到に係る状況)

#### 1. 研究科構成員の研究活動の概況

研究成果の公表 2004年3月より2008年3月までの本研究科構成員の研究実施状況は、次の通りである(専任教員数は56人(派遣実務家教員2名を除く))。まず、著書は単著68点及び編著書24点、計92点であり、論文292点、判例評釈60点、その他(翻訳、書評、座談会等)219点を加えると、著作物等の合計は663点となる。また、国内外での学会報告は、71件である(資料3 1)。著書の刊行、長文の論文が重視される法学政治学分野において、各構成員は点数から見ても旺盛な研究活動を展開している。

資料3 1 構成員の研究実施状況(2004.03~2008.03)

	著書・編著		論文	判例評釈	翻訳	その他の書評&報告等		
	単著・共著	編著				書評・解説	学会報告	その他
合計	68	24	292	60	13	41	71	165
一人平均	1, 6		5, 2	1, 0, 7	0, 2, 3	4, 9		

公表機会の提供 次は、法学研究科による研究機会の提供とその利用状況である。  
 (1)「一橋法学」は、2002年3月に1巻1号を発刊して以来、1年間に3号を刊行し続けてきている。2004年4月からの4年間には、法学研究科の構成員が44点を公表したほか、客員研究員、大学院生論文等を103点、外部の研究者によるものを4点、合計151点の公表物を掲載する等、数的にみても充実した内容となっている(資料3 2)。院生については、レフェリーによる厳格な審査を実施している。

資料3 2 一橋法学の発刊状況

「一橋法学」執筆者数(平成16年4月～平成20年3月)

巻号(発行年月)	一橋大学			外部	合計
	教員	客員研究員	院生		
3巻2号 (H16.6)	4	2	7	0	13
3巻3号 (H16.11)	8	0	9	0	17
4巻1号 (H17.3)	4	0	5	0	9
4巻2号 (H17.7)	2	1	7	1	11
4巻3号 (H17.11)	4	0	8	0	12
5巻1号 (H18.3)	4	1	6	3	14
5巻2号 (H18.7)	3	0	5	0	8
5巻3号 (H18.11)	1	1	12	0	14
6巻1号 (H19.3)	3	0	14	0	17
6巻2号 (H19.7)	5	0	12	0	17
6巻3号 (H19.11)	5	0	10	0	15
7巻1号 (H20.3)	1	0	3	0	4
総計	44	5	98	4	151

(2) 「Hitotsubashi Journal of Law and Politics」は、毎年1号を発刊しており、2006年から2007年までの3年間において、法学研究科の構成員8名のほか、外部の研究者2名が英文又は独文の論文を執筆している(資料3 3)。

資料3 3 ジャーナルの執筆者情報

Hitotsubashi Journal of law and politics			
Vol	Y	Author 学内	学外
36	2008.Feb.	3	0
35	2007.Feb.	2	0
34	2006.Feb.	4	1
33	2005.Feb.	3	0

(3) ディスカッション・ペーパーは、本研究科COEの成果をいち早く公表するものであり、この4年間に35編を公表してきている。( <http://cner.law.hit-u.ac.jp/discussionpapers-ja/cnerpaperreference.2008-02-03.9984585664/view> )

外部研究資金の獲得 過去4年間における各構成員が申請した科学研究費補助金の採択状況は、次の通りである。まず、累計62件の申請(内新規35件)を行い、47件(内新規20件)が採択されている(採択率75%。新規採択率57%)。補助金の総額は、115,540千円である【詳細は、別添資料3 1:科学研究費補助金の採択状況】。また、21世紀COEプログラム(研究拠点形成費補助金)、大学院教育改革支援プロジェクト(研究拠点形成費補助金)等、多数の公的資金助成を受け、その件数は延べ12件である(年度×件数)。民間からも、8件の株式会社等からの寄付講義の開設に伴う寄付金、公益法人からの受託研究・助成金を受けた。これらの外部資金の総額は、401,641千円である【詳細は、別添資料3 2:外部資金の獲得状況】。以上を総計すると、外部資金の獲得実績は、517,181千円となる。

学会活動・受賞等 過去4年間に本研究科の教員が理事長(副理事長)を務めた学会としては、租税法学会、国際政治学会、法文化学会等がある。その他、学会の役員・理事等を務めた法学研究科の構成員は4年間で18人、延べ29学会に及ぶ【別添資料3 3:構成員の理事長・理事就任状況】。構成員の3人に1人は、何らかの形で学会

での役職に就いていることになる。なお、法律学分野においては他分野に比して学術賞は少ないものの、大隅健一郎賞、国際人材交流支援協力機構・最優秀著書等の受賞者がいる。

本研究科においては、過去4年間に、2004年3人、2005年13人、2006年15人、2007年17人と、累計48名の外国人研究員を受け入れている【別添資料3 4：受入外国人研究者リスト】。

2. 社会科学の総合

21世紀COEプログラム 法学研究科は、2004年より、他研究科の協力を得て、21世紀COEプログラム「ヨーロッパの革新的研究拠点」を進行させている(拠点リーダー:山内進法学研究科教授)。このプロジェクトは、法学・政治学等の多面的なアプローチによりヨーロッパの動態的な統合過程とその特徴を解明するものである。

国際・公共政策大学院の設置・運営 経済学研究科と協力し、国際・公共政策大学院を2006年に設置し、そのなかで、法律学・政治学・経済学の融合・連携により、最新の政策課題に関する研究教育を行っている。

EUIJ(EU Institute in Japan)の推進 日本におけるEUの学術拠点であるEUIJの事業推進を21世紀COEプログラムと連動する課題として位置づけ、「EUの法と政治フロンティアのヨーロッパ」等の共同研究等を推進してきている。

3. 理論と政策の交流

総合法政策実務提携センター等による連携活動 付属の総合法政策実務提携センターは、専任の教員3名を配置するほか、客員ポスト(3)を利用して内外からの客員教授や客員研究員を招いてプロジェクト研究等を行い、毎年、報告書を刊行してきた(資料3 4)。また、総合法政策実務提携センターを、「実務提携部門」の機能を維持しつつ日本法研究を国際的に推進するため、2007年4月に日本法国際研究教育センターへと改組した。

資料3 4 総合法政策実務提携センター報告書一覧

年度	著者	専任・客員	所属等(当時)	題目
2004	永石一郎	専任教授	弁護士・特任教授	『企業の社会的責任』
	松永邦男	客員教授	司法制度改革本部参事官	
	趙肖東	客員研究員	四川省内務司法委員会	『非西欧諸国における法の機能と実務』
	フローリアン・コルピンガー	客員研究員	弁護士	
2005	陳春生	客員教授	国立台北大学教授	『比較法の諸問題』
	ハインリッヒ・メンクハウス	客員教授	マールブルク大学教授	
	アリソン・クラーク	客員教授	ロンドン大学教授	
2006	浦上清	客員教授	浦上アジア経営研究所代表	『グローバル化と法の変容』
	李微	客員教授	中国社会科学院法学研究所教授	
	ヨアヒム・ザンデン	客員教授	リュネブルク大学特任教授	

連携による政策提言 国際組織・政府・NGOと連携し、あるいは、研究会、審議会、懇談会等を組織し、参加する等により、政策提言活動を積極的に推進してきた。

研究プロジェクト 法学研究科の構成員を中核とする科学研究費補助金等による研究プロジェクトとして、「企業と団体の社会的責任をめぐる法制度設計のための基礎的研究」(代表:松本恒雄法学研究科教授)、「日本の国連外交 - 歴史的・理論的分析」(代表:大芝亮法学研究科教授)を組織し、活発な研究活動を展開してきている。

専門職大学院のプロジェクト 専門職大学院においては、最新の政策課題に関する研究教育を実施している。法科大学院においては、「科目横断的法曹倫理教育開発プロジェクト」(2004-06年度法科大学院等専門職大学院形成支援プログラム、代表:村岡啓一法学研究科教授)が実施された。法曹倫理については、「刑事弁護人の役割と倫理」(2004-07年度、代表:村岡啓一法学研究科教授)も実施されている。

4. 研究のグローバル化

研究プロジェクトを通じた世界水準の研究との交流 上記の研究プロジェクトのほとんどは、国内外の世界水準の研究との交流・連携を、事業の重要な柱として位置付けている。多数のシンポジウム・ワークショップ・セミナー等が実施されたほか、素の成果を図書、論文として刊行・公表してきている。

グローバル化とアジア・太平洋地域に関する研究 グローバル化をめぐる法と政治の研究に個々の構成員が取り組むほか、日本にとり重要な意義をもつアジア・太平洋地域に関する研究を重視することとし、2007年度より5年間の予定で「東アジアにおける法の継受と創造」(日本学術振興会:アジア研究教育拠点事業)を開始している。

財政的・制度的支援体制の構築 COEプログラム等を中心として、研究成果を英語等に翻訳して公表する作業を支援する体制を構築した。

5. 研究の高度化・先端化

日本法国際研究教育センターへの改組 本改組は、上述のように、学際的・先端的研究の推進を引き続き行うとともに日本法研究を国際的に推進するためのものである。

研究時間、成果発表の機会の保障 教育負担・学内事務負担を免除し、研究成果を集約して公表するため、サバティカルの制度を導入した。そのほか、研究助成制度を維持し、文部科学省の制度以外に、如水会の援助による海外留学も実施している。

組織的支援体制の整備 科学研究費補助金等の外部資金取得を促進するため、学内の委員会等で取得状況を分析し、プロジェクトの組織等の組織的対策を実施している。

自己評価、外部評価の実施と活用 法学研究科は、2003年度及び2007年度に自己評価を実施し、法科大学院は、2005年度に学位授与評価機構による予備評価を、2007年度に本評価を受けた。そして、これらの評価結果(法科大学院は予備評価結果)を下にして、2007年には外部評価を受け、結果はすべて刊行・公表されている。

観点 大学共同利用機関、大学の全国共同利用機能を有する附置研究所及び研究施設においては、共同利用・共同研究の実施状況

(観点に係る状況)

該当なし。

(2)分析項目の水準及びその判断理由

(水準)期待される水準を上回る。

(判断理由)

1. 法学研究科所属教員の書籍・論文等の業績は、4年間で著書(単著及び編著書合計)平均1.6点、論文5.2点、判例評釈1.1件、翻訳0.2点、その他5.0点である。合計すると、各個人は4年間で平均して1年に3点以上の学問的業績を公表していることになり、極めて高い水準の研究活動を展開しているものと評価できる。さらに、構成員の3人に1人は学会長や学会の理事等を務めている等、国内外の研究水準の向上と学問的交流の活発において重要な役割を果たしている。

2. 法学研究科は、平均して各年度に1.3億円に近い外部資金を獲得していること、多数の研究プロジェクトを組織的に展開していること等から見ても十分な活動を行っている。さらに、充実した発表の機会を構成員等に提供してきたこと等に加えて、日本法国際研究教育センターの発足、サバティカルの制度の導入、外部資金獲得のための組織的支援体制の整備、自己評価、外部評価の実施と活用等、水準の高い研究活動を展開し研究水準を向上させるための組織的整備等も確実に行ってきており、研究組織全体として、期待される水準を上回る活動を展開してきている。

## 分析項目 研究成果の状況

## (1) 観点ごとの分析

観点 研究成果の状況(大学共同利用機関、大学の全国共同利用機能を有する附属研究所及び研究施設においては、共同利用・共同研究の成果の状況を含めること。)

(観点に係る状況)

## 1. 社会科学の総合

21世紀COEプログラム「ヨーロッパの革新的研究拠点」では、ワークショップ、領域別グループ研究会、ランチタイム・セミナーを通じての研究、古典資料データベース作成による研究インフラの整備、紙媒体およびWEB等による研究成果の発信、若手育成などを行った。その成果として、山内進(【業績 32-03-1001】)、内藤正典=阪口正二郎(【業績 32-03-1027】)、権容爽(【業績 32-03-1026】)、青木人志【業績 32-03-1002】が公刊された。この他にも、山内進・大芝亮編『衝突と和解のヨーロッパ - ユーロ・グローバリズムの挑戦』(ミネルヴァ書房、2007年3月)、内藤淳『自然主義の人権論』(勁草書房、2007年3月)、尹慧瑛『暴力と和解の間』(法政大学出版局、2007年3月)、Kazuyasu Ochiai et. al. eds., *Conflict and Settlement in Europe* (CNER, 2006)等の成果がある。

## 2. 理論と政策の交流

総合法政策実務提携センター・日本法国際研究教育センター

本研究科付設の総合法政策実務提携センターにおいては、前記資料3-4のとおり、多様な提携に基づく研究活動の結果が公表されている。また、仮屋広郷(【業績 32-03-1018】)は本センターの専任教員による研究成果の一部である。

研究プロジェクト、専門職大学院プロジェクト

これらの成果としては、松本恒雄 = 杉浦保友『企業の社会的責任』、勁草書房、2007年、松本恒雄編著『消費者からみたコンプライアンス経営』(商事法務、2007年)等があり、専門職大学院プロジェクトの成果としては、村岡啓一(【業績 32-03-1023】)等がある。

## 3. 研究のグローバル化

研究プログラムを通じた世界水準の研究との交流

21世紀COEプログラムや科学研究費に基づく研究により、多数の国際シンポジウムやワークショップ、セミナー等を実施して、国内外の研究者との交流連携を深めた。

グローバル化とアジア・太平洋地域に関する研究

本研究科では、21世紀COEプログラムにより「ヨーロッパの革新的研究拠点」をテーマとし、また、2005年度から2年間に渡って採択された「『魅力ある大学院教育』イニシアティブ」では、「日欧交流型法学研究者養成プログラム」をテーマとすることにより、西欧を対象とする研究交流を図ってきた。同時に、アジア太平洋地域研究の重要性に鑑み、日本学術振興会のアジア教育研究拠点事業「東アジアにおける法の継受と創造 東アジア共通法の基盤形成に向けて」を2007年度から5年間の予定で実施中である。2007年11月には、中国人民大学、韓国釜山大学との国際セミナーを本学で開催するなど、今後大きな成果を上げることが予想される。

その他

研究のグローバル化への対応の上では、研究交流のための人材育成も大きな意味を有している。さらに、日本法研究を海外に広め、海外の日本法研究者を育成するためには、日本への外国人留学生に対する日本法教育のあり方やその方法が重要な課題となる。そこで本研究科では、難解な日本の法律用語や表現方法を分かりやすく教育するための教科書として、松本 = 橋本 = 青木 = 三枝(【業績 32-03-1024】)を作成した。

## 4. 研究の高度化・先端化

その他、法学研究科の構成員が2004年4月以降に公表した実績のうち、研究科としての研究の高度化・先端化を示す代表的な著作等を説明することにする。

まず、野田博(【業績 32-03-1017】【業績 32-03-1020】)は、コーポレート・ガバナンスについての代表的な著作であり、氏はこれにより大隅健一郎賞を授与されている。

その他、法学研究科構成員うちの多数は各人の研究を単著の形でまとめ上げて公表している。そして、これらの著作のうち、書評等で高く評価されたもの、又は当該分野を代表すると認められるものは、「当該分野において卓越した水準にあるもの」(研究書)又は「社会、経済、文化への貢献が卓越したもの」(教科書等)に該当する。水林彪(【業績 32-03-1003】)、王雲海(【業績番号 32-03-1015】)、水野忠恒(【業績番号 32-03-1006】)、穴戸常寿(【業績 32-03-1007】)、杉山悦子(【業績 32-03-1019】)等がこれに該当する。また、その他の単著も、当該分野における優れた研究業績又は「社会、経済、文化への貢献が優秀であるもの」と評価することができる。佐藤哲夫(【業績 32-03-1014】)、小野秀誠(【業績 32-03-1016】)、只野雅人(【業績 32-03-1008】)、山田洋(【業績 32-03-1009】)、薄井一成(【業績 32-03-1010】)、中田裕康(【業績 32-03-1022】)、後藤昭(【業績 32-03-1012】)等がこれにあたる。

その他にも、単著ではないが、複数人の共同研究の成果として、当該分野に関する著書を、共著者・編著者の立場で刊行した研究科構成員もあり、これらの著作物は、「優秀な水準にあるもの」(研究書)または「社会、経済、文化への貢献が優秀であるもの」(政策提言等)として評価されるべきものである。具体的には、森村進(【業績 32-03-1004】)、阪口正二郎(【業績 32-03-1005】)、杉原=只野(【業績 32-03-1011】)、山本和彦(【業績 32-03-1021】)、大芝=藤原=山田(【業績 32-03-1025】)、高橋滋(【業績 32-03-1013】)、等がこれに該当する。

## (2)分析項目の水準及びその判断理由

(水準)期待される水準を上回る。

(判断理由)

21世紀 COE プログラムのほか、研究科全体として取り組んだ研究プロジェクト、専門職大学院プロジェクトは、先端的かつ高度な学問的成果を着実に産み出している。また、数多くの構成員が当該分野を代表する著書を公表し、全体の3分の1に近い構成員が当該分野において高い評価を得るべき単著、編著書等を公刊していること点に見られるように、法学研究科は、全国的に見ても極めて高い水準の研究活動をこの4年間に展開している。

## 質の向上度の判断

事例1「21世紀 COE プログラム」の進展(分析項目 )

(質の向上があったと判断する取組)

21世紀 COE プログラム「ヨーロッパの革新的研究拠点 衝突と和解」は、2004年以来、多くの成果を上げてきた。研究業績や研究者交流はもちろん、内外の研究組織との連携やネットワーク構築が拡大したほか、「COE フェロー」(研究費支援)と「COE リサーチ・フェロー」(非常勤研究員)を導入することにより、若手研究者育成にも大きな成果がみられた。また、本プログラムは、『魅力ある大学院教育』イニシアティブによる「日欧交流型法学研究者養成プログラム」と連携することにより、大学院生の英語による発信能力の向上や学生による海外との交流を通じた大学院教育の質の向上にも貢献をした。なお、2007年度以降は「大学院教育改革支援プログラム」が採択されたことにより、引き続きプログラム間の連携がなされている【別添資料3 5:21世紀 COE プログラムの実績】。

事例2「アジア研究教育拠点事業」の開始(分析項目 )

(質の向上があったと判断する取組)

法学研究科は、2007年度より「東アジアにおける法の継受と創造 東アジア共通法の基盤形成に向けて」をテーマとして、日本学術振興会「アジア研究教育拠点事業」を実



施している。これは、中国人民大学法学院、韓国釜山大学校法科大学との連携により、日中韓3国における法の継受と独自の法形成について検討し、将来の東アジア共通法の可能性を探ろうとするものである。これによって本研究科は、21世紀COEプログラムによる西欧と、東アジアという2つの研究対象領域を有することになったわけであるが、今後は法文化の交流という観点からの研究も推進する予定である【別添資料3 6：アジア研究教育拠点事業の計画】。

事例3「外部資金の組織的な獲得による研究の活性化」(分析項目 〃 )  
(質の向上があったと判断する取組)

法学研究科は、法人化移行後、組織として外部資金の獲得に努めてきた。その成果として、科学研究費補助金の新規採択は、採択率全国第一位の本学の中でも特に高い位置にいる。さらに、21世紀COEプログラム、EUIJプロジェクト、専門職大学院のプロジェクト、大学院教育改革支援プロジェクト等を組織的に展開することにより、各年度1億円を超える外部資金を導入している(分析項目 (1) 1. )。そして、法学研究科においては、これらの豊富な資金を利用して活発な研究活動が組織的に展開されており、その結果として、SSやSに該当する研究業績、学問的著作が多数産み出されている(【業績 32-03-1001】【業績 32-03-1026】【業績 32-03-1023】【業績 32-03-1018】【業績 32-03-1027】【業績 32-03-1002】等)。

事例4「日本法国際研究教育センターへの改組拡充」(分析項目 〃 )  
(質の向上があったと判断する取組)

既に述べたように( (1) 3 及び4 )、総合法政策実務提携センターを日本法国際研究教育センターへと改組・拡充した。これにより、日本法を研究する非常勤研究員(6名)を採用する等、実務提携機能を維持しつつ、日本法研究の成果を発信し日本法研究を国際的に推進する体制が整備拡充された(資料3 5)。同時に、「アジア研究教育拠点事業」(上記 事例2)を組織的にサポートする体制が構築された(センター長は拠点事業の代表者である水林彪教授である)。

資料3 - 5 日本法国際研究教育センターの無給研究員一覧(19/4~20/3)

氏名	国籍	受入期間	受入教員	受入身分	勤務日
徐 熙 錫	韓国	2007.4.1~2007.10.31	松本教授	非常勤研究員(無給)	水:金
櫛 比 昭 人	日本	2007.7.5~2008.3.21	水林教授	非常勤研究員(無給)	木
宇 野 文 重	日本	"	"	非常勤研究員(無給)	金
候 岳 宏	台湾	2007.8.1~2007.12.31	盛 教授	非常勤研究員(無給)	火:木:金
松 平 徳 仁	日本	2007.9.1~2008.3.31	水林教授	非常勤研究員(無給)	木
小笠原 奈菜	日本	2008.1.4~2008.3.31	水林教授	非常勤研究員(無給)	金